

「グリーン購入法」について

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、国、独立行政法人等による環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を策定することを規定されています。この規定に基づき、基本方針は原則として毎年1回、見直されています。

「グリーン購入法」適合の判断基準（要約）

■LED照明器具

【判断の基準】

- ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。
- ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1の基準値1を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1の基準値1を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
 - イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1の基準値1に示す基準を満たすこと。
 - ウ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。
- ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。
- ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。
 - イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

表1 固有エネルギー消費効率の基準値

		基準値	LED照明器具	高天井器具 ^{※1}	ダウンライト ^{※2}
光源色	昼光色 昼白色 白色	基準値1	144 lm/W	156 lm/W	144 lm/W ^{※3}
		基準値2	120 lm/W	130 lm/W	120 lm/W ^{※4}
	温白色 電球色	基準値1	102 lm/W	102 lm/W	102 lm/W ^{※3}
		基準値2	85 lm/W	85 lm/W	85 lm/W ^{※4}
平均演色評価数 (Ra)			80	70	70
LEDモジュール寿命			40,000時間	40,000時間	40,000時間

※1 「高天井器具」は、JIS Z 8113「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上の製品をいう。

※2 「ダウンライト」は、JIS Z 8113「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

※3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を114lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。

※4 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。

- ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。
 ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。
 イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。

表2 固有エネルギー消費効率の基準値

		固有エネルギー消費効率	
		投光器	防犯灯
光源色	昼光色 昼白色 白色	105 lm/W	80 lm/W
	温白色 電球色	90 lm/W	対象外

③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。

④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑤使用される塗料は有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■LEDを光源とした内照式表示灯

- ①定格寿命は30,000時間以上であること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②使用される塗料は有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。